

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

申立期間当時、自宅に来た区長と市の職員から、「あなたも国民年金保険料の納付義務の年齢を迎えるので、納付してください。」との説明を受け、その時に国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料の集金を行っていた区長に、私と夫の分を併せて納付していた。

申立期間について、私の国民年金保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間及び国民年金保険料の免除期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しているとともに、申立人が自身の保険料と併せて納付していたとする申立人の夫も、申立期間を含む昭和39年4月から63年8月までの保険料を全て納付している。

また、申立人が居住する市が保管する申立人及びその夫の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間を除く国民年金保険料の検認年月日が確認できる昭和41年4月から46年3月までは、申立人及びその夫の国民年金保険料がおおむね3か月ごとに同日に検認されていることが確認でき、申立人がその夫の保険料と併せて納付していたにもかかわらず、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは、不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住する区域の国民年金保険料の集金を行っていた区長について、申立人が記憶している氏名と申立人が居住する市の回答が一致しており、保険料の集金を行っていた区長に、申立人とその夫の保険料を併せて納付していたとする申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年9月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月27日から同年10月1日まで

昭和40年3月8日にB社に入社し、グループ会社への出向期間を含め平成11年5月20日まで継続して勤務していたが、グループ会社であるC社からA社に異動した間の1か月について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事カード及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間当時、同社のグループ会社であるA社に継続して勤務（昭和43年9月27日にC社からA社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 20 日から同年 8 月 20 日まで  
申立期間において、A組合B出張所の経営者であったC氏に雇用され、同僚1人と一緒に出納と月掛けの集金の仕事に従事していた。  
A組合B出張所は、同組合D支店の出張所であったと思うのに、厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A組合B出張所を経営していたC氏の下で、同僚1人と一緒に勤務していた旨申し立てしているところ、A組合の商業登記簿謄本によると、同組合B出張所は、同組合の出張所等事務所として掲載されていない上、組合名簿の中に、厚生年金保険の適用組合として確認することができない。

また、A組合、同組合E支部及び同組合F支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、A組合B出張所を経営していたとするC氏及び申立人が同組合で一緒に勤務していたとする上記同僚の氏名を確認することができない上、上記のC氏は既に死亡しているとともに、上記同僚も連絡を取ることができない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入し、勤務していたことが確認できる36人のうち、連絡を取ることができた7人全員は、A組合B出張所の存在、同組合の経営者及び申立人を承知していない旨述べていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。